

## 第 1 4 回足利市農業委員会議事録

足利市農業委員会会長 三田隆俊は、平成 3 0 年 7 月 2 5 日、午後 3 時 0 0 分、農業委員を足利市役所に召集し、第 1 4 回足利市農業委員会を開催した。

1 出席した委員は、次のとおりである。

議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名
1	小山 勉	2	三田照子	3	三田隆俊
4	藤生正浩	5	森山進平	6	遠藤茂太
7	河内義昭	8	星野雅彦	9	長谷川良光
1 0	亀田幸雄	1 1	仙田光男	1 2	桐生さとみ
1 3	清水 茂	1 4	赤坂安一	1 5	本島一喜

1 出席した職員は、次のとおりである。

局長 森山好昭、次長 川田和之、主幹 足立 純、主任 中野昂洋

1 書記は、次のとおりである。

主査 本田未央子

1 会議事件は、次のとおりである。

(議事日程のとおり)

1 会議の概要は次のとおりである。

局長	<p>報告いたします。ただいまの出席委員は 1 5 名であります。</p> <p>本日の議事日程について報告いたします。</p> <p>日程第 1 議事録署名委員の決定について</p> <p>日程第 2 農地法第 4 条及び第 5 条の規定による届出に係る事務局長専決処理について</p> <p>日程第 3 議案第 1 号から議案第 4 号について</p> <p>議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について</p> <p>議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について</p> <p>議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について</p> <p>議案第 4 号 農用地利用集積計画の決定について</p> <p>以上であります。</p>
議長	<p>ただいま局長から報告のあったとおり、出席委員 1 5 名で定足数に達しておりますので、これより第 1 4 回足利市農業委員会を開会いたします。</p> <p>【午後 3 時 4 分 開会】</p>
議長	<p>報告事項について、次長より報告いたさせます。</p>
次長	<p>【事業概要報告】</p>

議長 次長から報告がありました。ご意見はございませんか。

議長 【意見なし】

議長 ないようですので、それでは日程に入ります。

議長 日程第1 議事録署名委員の決定について議題といたします。

議長 議事録署名委員は、議長において指名することにご異議ございませんか。

議長 【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、よって議事録署名委員は議長において指名いたします。

議長 7番 河内義昭委員、10番 亀田幸雄委員を指名いたします。

議長 7番 河内義昭委員、10番 亀田幸雄委員を指名いたします。

議長 7番 河内義昭委員、10番 亀田幸雄委員を指名いたします。

議長 【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議事録署名委員は兩名と決定いたしました。

議長 続いて日程第2 農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について、事務局からの報告を求めます。

主任 議案書の1ページをお開き下さい。

主任 農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について、ご報告させていただきます。1ページの総括表に基づきましてご報告いたします。

主任 まず始めに、農地法第4条の届出ですが、件数が5件、筆数が7筆、面積が2,400㎡となっております。

主任 続きまして、農地法第5条の届出ですが、件数が36件とありますが、35件の誤りですので、訂正をお願いいたします。筆数が45筆、面積が16,607㎡となっております。

主任 合計いたしまして、件数が41件とありますがこちらも40件の誤りですので訂正をお願いいたします。筆数が52筆、面積が19,007㎡となっております。

主任 また、詳細につきましては、第4条の届出が2ページから3ページに、第5条の届出が4ページから12ページに記載されております。

主任 以上報告いたします。

議長 ただいま、事務局から報告致しましたが、ご質問はございませんか。

議長 【質問なし】

議長 それでは、専決処理についてご了承願います。

議長 続いて日程第3に入ります。

議長 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

議長 事務局の説明をお願いします。

主幹 説明の前に資料の差し替えをお願いします。13ページと14ページの差し替えを本日お配りしておりますので、そちらをご覧ください。申し訳ございません。

主幹 それでは議案書の13ページをお開き下さい。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。

1番、申請地は板倉町地内の雑種地、現況 畑261㎡のうち60㎡ほか2筆、計1,781㎡のうち1,002.15㎡です。

譲受理由は、営農型太陽光発電をするため地上権を設定したいで、譲渡理由は、労力不足のため担い手に利用権設定するほか、借受人が営農型太陽光発電をするために地上権を設定したいというものです。

足利では初めての営農型太陽光発電に関連する案件でございます。

契約内容は区分地上権の設定10年間でございます。ちなみに5条議案番号3番と関連する案件です。

続きまして、議案書の37ページをご覧ください。1番の調査書となっております。各項目とも、適正なものと判断されております。

今回、営農型太陽光発電に係る地上権設定ということで、ほとんど該当項目はございません。

第2項第7号の地域調和の項目に関しては、申請地は利用権設定でみどり市の農地所有適格法人が借りて耕作しており、営農型太陽光発電を設置後も引き続き同法人が設備下部で耕作を行うことから、周辺の農地への農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じない38ものとさせていただいております。

38ページに位置図、39ページに公図、40ページに土地利用計画図、41ページに太陽光の遮光範囲がわかる図面、42ページに架台基礎部分断面図・立面図、スクリー杭構造図が載せてございます。

よろしく、ご審議をお願いいたします。

議長

本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

11番 仙田委員。

11番

11番 仙田です。

実情調査の結果を報告いたします。

調査年月日は平成30年7月17日、火曜日、午前9時から、調査班は森山委員を班長といたしまして、長谷川職務代理、河内委員、亀田委員、そして私の5名で調査を行いました。

調査対象、契約内容、申請理由については事務局から説明がありましたので省略いたします。

今回の調査は、3条許可申請に伴い申請地の確認を行ったものであります。

申請地は営農型の太陽光発電設備を設置することに伴う「区分地上権」の設定の申請であります。

現在、申請地については、群馬県みどり市の農地所有適格法人が基盤法による、利用権設定をして耕作しており、引き続き同社が耕作をしながら営農型の太陽光発電設備を設置することから、周辺農地等への影響はないものと確認いたしました。

また、別紙調査書に基づき、許可基準の要件を満たしていることを確認したため、許可相当と判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長

ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

初めての営農型ということで、下にミョウガを作るそうです。ミョウガは半日陰が良く育つということですから。

9番 長谷川委員。

9番

調査会からの付け加えて、初めての営農型ということで、非常に関心と注意を必要とした調査になっていったわけですが、いずれにしろ下でしっかり営農がされているかどうか、報告書が出なければ1年でもたたんでもらいますと釘を刺してあります。撤去費用まで資金計画の中に入っているということでは、重々注意しているかと思うのですが、こちらも注意してみたいかと、これが前例になるので農業委員会としても関心をもって、その後を追っていく必要があるだろうと思いました。

議長

上がメインで下は当てつけような感じで、両方をうまくかみ合わせていただければというところですね。

ほかにございますか。

星野委員。

8番

8番 星野です。

何年か前に営農型の申請が出たと思うのですが、前はダメだったものが今回は許可になりそうな様子ですが、前回と今回の判断の違いとか、理由を聞いておかないと、地域の方に説明ができないのでお願いします。

議長

事務局。

主幹

前回、高松町において営農型の太陽光を設置したいということで、ご相談をいただいて、お断りをした経過がございます。今回、一部農用地が入っている場所で同じような営農型を作りたいということで申請があったわけですが、この案件については、何年も相談に来ておまして何とかやらせてほしいということで話をいただいておりましたが、最近国の通知が新しく出まして、その中で耕作放棄地を解消する場合、それと担い手が営農する場合については、営農型の太陽光を10年間設置してよろしいという通知が出ました。それに基づいて今回申請を受付けた経過がございます。

実は、この申請地自体はほとんどジャングル状態の耕作放棄地であり、草がひどく伸びた状態でした。

申請人がどうしても営農型をやりたいということで、耕作放棄地もきちんと解消して、みどり市の農業法人にお願いをしてきちんと耕作もしてきているということで、申請人自体熱意があって、営農についても将来的には引き継いで耕作したいということでお話をいただいておりました。そういった中で新しい通知が出されたということで、これに該当するという判断をしたところでございます。以上です。

議長  
8 番  
議長

よろしいですか。

はい。

前は下に麦を作るという話だったので、麦では日照不足でしょうということもあり止まってしまいましたが、今回はミョウガですから私たちの経験から言えば、日陰のほうがよくできるというのはわかっていますが、10年間も続けるのは大変だと思います。ミョウガも何年かすると病気が出てくるような話も聞きますから。頑張ってくださいということで。

それでは、ほかにございませんか。なければ、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長

異議なしということで、議案第1号はそのように決定をいたしました。

続いて議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

主幹

議案書の14ページをお開き下さい。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。

1番、申請地は大沼田町地内の畑、面積479㎡ほか1筆、計703㎡です。施設の概要は太陽光発電設備で、太陽光パネル216枚を353.54㎡に設置するものです。

申請理由は、規模縮小による農地の有効利用と売電のため、太陽光発電設備を設置したいで、農地区分は第2種農地、備考としまして、都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例協議済、農地法4-2-2、他に代替える農地の有無 無でございます。なお、隣接する山林72㎡と一体利用します。

続きまして、議案書の43ページをご覧ください。1番の調査書となっております。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。また44ページに位置図と公図、45ページに参考までに土地利用計画図を載せていますのでご覧いただきたいと思っております。

議案書の14ページにお戻り下さい。

2番、申請地は五十部町地内の田、面積657㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備で、太陽光パネル112枚を200㎡に設置するものです。

申請理由は、規模縮小による農地の有効利用と売電のため、太陽光発電設備を設置したいで、農地区分は第2種農地、備考としまして、都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例協議済、農地法4-2-2、他に代替える農地の有無 無です。

続きまして、議案書の46ページをご覧ください。2番の調査書となっております。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。また47ページに位置図と公図、48ページに土地利用計画図を載せていますのでご覧ください。

議案書の14ページにお戻り下さい。

3番、申請地は五十部町地内の田、面積563㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備で、太陽光パネル88枚を160㎡に設置するものです。

申請理由は、規模縮小による農地の有効利用と売電のため、太陽光発電設備を設置したいで、農地区分は第2種農地、備考としまして、都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例協議済、農地法4-2-2、他に代替える農地の有無 無でございます。

続きまして、議案書の49ページをご覧ください。3番の調査書となっております。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。また50ページに位置図と公図、51ページに土地利用計画図を載せていますのでご覧いただきたいと思ひます。

議案書の14ページにお戻り下さい。

4番、申請地は県町地内の田、面積247㎡ほか2筆、計496㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備で、太陽光パネル160枚を265㎡に設置するものです。

申請理由は、規模縮小による農地の有効利用と売電のため、太陽光発電設備を設置したいで、農地区分は第2種農地、備考としまして、都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例協議済、農地法4-2-2、他に代替える農地の有無 無でございます。

続きまして、議案書の52ページをご覧ください。4番の調査書となっております。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。また53ページに位置図と公図、54ページに土地利用計画図を載せてございますのでご覧いただきたいと思ひます。

以上よろしくお願ひいたします。

議長 本件について、意見を求めます。

長谷川委員。

9番 長谷川です。

4番の案件ですが、議案書の53ページを見ていただくとわかりますが、申請地隣の1037-6というのは以前に太陽光で転用申請が出されているかと思ひますが、着工されていないです。

他に代替える土地の無しということで許可の条項が出ていて、まだ申請したものが着工もされてない段階でのこの条文というのはどのような適用になるのか伺いたい。

議長  
主幹

事務局。

53ページの公図の写しの中の1037-6でよろしいでしょうか。こちらは以前、太陽光で許可をしている箇所でございます、今回の現地調査の際に事務局でも確認をしてまいりまして、造成が行われていることを確認しておりますので、着工されているという判断をさせていただきました。

本人も太陽光を設置するという意向でございますので、受理をしたということでございます。以上です。

9番

造成はされているのですけれど、ほかの目的で若干使用されている中で、確実に増設的にやるのかどうかまでは確認されていないのですか。

ここは許可してもおかしくない場所なので特には問題ないのですけれど、それを他に貸して資材置場として使用したまま、申請地に太陽光を設置するのは、申請理由も狂ってくるので、その辺は確実にそちらの計画上あって、増設であるのだということが確認された上での許可書の交付をお願いしたいと思います。

議長  
主幹

事務局。

この件につきまして、事務局のほうでも代理人を通じて申請人に確実に実行するかどうかの確認をいたしましたところ、確実に実施するという回答がありましたので、委員ご指摘の通り、今後も申請人に確認をして許可書を交付したいと思います。

議長  
主幹

二段階に分けた理由はあるのですか。

認定番号が違いますので、認定番号ごとに南側で一発電所、北側で二番目の発電所という扱いになろうかと思えます。

議長

50キロ未満の発電では、こういう手法じゃないと経産省の認定が取れなかったということもあるのですかね。

主幹

それもあると思えます。

議長

長谷川委員、どうでしょうか。

9番

はい、大丈夫です。

議長

ほかにございますか。それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長

異議なしと認め、議案第2号はそのように決定いたしました。

続いて議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

主幹

まず、議案第1号とありますが議案第3号の誤りですので訂正をお願いします。申し訳ございません。

それでは農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。

なお、本日は時間が限られていることと、かなり申請件数が多いので概要の

みの説明とさせていただきますので予めご了承ください。

1番、申請地は松田町地内の田、面積1,312㎡ほか1筆、計2,657㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、施設面積、申請事由は記載のとおりでございます。契約内容は、所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考は記載のとおりでございます。

続きまして、議案書の55ページをご覧ください。1番の調査書となっております。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。

また、実情調査報告書が56ページから60ページに載せてございますのでご覧いただければと思います。

議案書の15ページにお戻りください。

続きまして2番、申請地は松田町地内の田、面積2,092㎡です。

施設の概要は、太陽光発電設備用地です。施設面積、申請事由は、記載のとおりでございます。契約内容は、所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考は記載のとおりでございます。

続きまして、議案書の61ページをご覧ください。2番の調査書となっております。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。

また、実情調査報告書が62ページから67ページに載せてありますのでご覧いただきたいと思っております。

議案書の15ページにお戻りください。

続きまして3番、申請地は板倉町地内の雑種地、現況畑、面積261㎡のうち0.95㎡ほか2筆、計1,781㎡のうち20.67㎡です。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は使用貸借権の設定による一時転用でございます。農地区分は農用地及び第1種農地、備考は記載のとおりでございます。

なお、この転用面積につきましては、スクリー杭130本の使用する面積を積み上げた20.67㎡のみとなります。

議案書の68ページをご覧ください。3番の調査書となっております。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。

また、実情調査報告書が69ページから78ページに載せてありますのでご覧ください。

議案書の15ページにお戻りください。

続きまして4番、申請地は菅田町地内の田、面積451㎡です。

施設の概要は、一般住宅用地です。施設面積、申請事由は記載のとおりでございます。

契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考は記載のとおりです。



続きまして、議案書の79ページをご覧ください。4番の調査書となっております。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。次ページに位置図と公図が載せてございます。

それでは、議案書の16ページをお開きください。

続きまして5番、申請地は月谷町地内の田、面積1,505㎡です。

施設の概要は、太陽光発電設備用地です。施設面積、申請事由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考は記載のとおりでございます。

続きまして、議案書の81ページをご覧ください。5番の調査書となっております。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。82ページに位置図と公図、83ページに土地利用計画図が載せてございますので、ご覧いただきたいと思っております。

議案書の16ページにお戻りください。

続きまして6番、申請地は名草中町地内の田、面積671㎡ほか1筆、計1,722㎡です。

施設の概要は、太陽光発電設備用地で、施設面積、申請事由は記載のとおりでございます。契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考は記載のとおりでございます。

議案書の84ページをご覧ください。6番の調査書となっております。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。85ページに位置図と公図、86ページに土地利用計画図を載せてございます。

議案書の16ページにお戻りください。

続きまして7番、申請地は名草中町地内の田、面積1,352㎡です。

施設の概要は、太陽光発電設備用地です。

施設面積、申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考は記載のとおりでございます。

議案書の87ページをご覧ください。7番の調査書となっております。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。88ページに位置図と公図、89ページに土地利用計画図が載せてあります。

議案書の16ページにお戻りください。

続きまして8番、申請地は名草中町地内の畑、面積218㎡ほか3筆、計1,470㎡です。

施設の概要は、太陽光発電設備用地です。施設面積、申請理由は記載のとおりで、契約内容は、所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考は記載のとおりでございます。

議案書の90ページをお開き下さい。8番の調査書となっております。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。91ページに位置

図と公図、92ページに土地利用計画図を載せてございます。

議案書の17ページをお開きください。

9番、申請地は名草中町地内の田、面積1,302㎡です。

施設の概要は、太陽光発電設備用地で、施設面積、申請理由は記載のとおりです。契約内容は、所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考は記載のとおりでございます。

続きまして、議案書の93ページをご覧ください。9番の調査書となっております。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。94ページに位置図と公図、95ページに土地利用計画図を載せてございます。

議案書の17ページにお戻りください。

続きまして10番、申請地は駒場町地内の畑、面積992㎡です。

施設の概要は、太陽光発電設備用地です。施設面積、申請理由は記載のとおりで、契約内容は、所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考は記載のとおりです。

議案書の96ページをご覧ください。10番の調査書となっております。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。97ページに位置図、98ページに公図、99ページに土地利用計画図を載せてございます。

議案書の17ページにお戻りください。

続きまして11番、申請地は羽刈町地内の畑、面積466㎡ほか計3筆とありますが、4筆の誤りですので訂正をお願いします。計1,149㎡です。

施設の概要は、太陽光発電設備です。施設面積、申請理由は記載のとおりで、契約内容は、所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考は記載のとおりです。

続きまして、議案書の101ページをご覧ください。11番の調査書となっております。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。102ページに位置図と公図、103ページに土地利用計画図を載せてありますのでご覧ください。

議案書の17ページにお戻りください。

続きまして、12番、申請地は寺岡町地内の畑、面積222㎡ほか1筆、計254㎡です。

施設の概要は、一般住宅用地です。施設面積、申請理由は記載のとおりでございます。契約内容は、使用貸借権の設定、農地区分は第2種農地、備考は記載のとおりです。

続きまして、議案書の104ページをご覧ください。12番の調査書となっております。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。105ページに位置図と公図が載せてありますのでご覧ください。

議案書の18ページをお開きください。

続きまして、13番、申請地は寺岡町地内の畑、面積578㎡ほか1筆、計677㎡です。

施設の概要は、太陽光発電設備用地です。施設面積、申請理由は記載のとおりでございます。契約内容は、所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考は記載のとおりです。

続きまして、議案書の106ページをご覧ください。13番の調査書となっております。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。107ページに位置図と公図、108ページに土地利用計画図を載せてあります。

議案書の18ページにお戻りください。

続きまして、14番、申請地は寺岡町地内の畑、面積822㎡ほか1筆、計877㎡です。

施設の概要は、太陽光発電設備用地です。施設面積、申請理由は記載のとおりで、契約内容は、所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考は記載のとおりです。

続きまして、議案書の109ページをご覧ください。14番の調査書となっております。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。110ページに位置図と公図、111ページに土地利用計画図を載せてございます。

議案書の18ページにお戻りください。

続きまして15番、申請地は寺岡町地内の畑、面積902㎡ほか1筆、計1,721㎡です。

施設の概要は、太陽光発電設備用地です。施設面積、申請理由は記載のとおりで、契約内容は、所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考は記載のとおりです。

続きまして、議案書の112ページをご覧ください。15番の調査書となっております。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。113ページに位置図と公図、114ページに土地利用計画図を載せてありますのでご覧ください。

議案書の18ページにお戻りください。

続きまして、16番、申請地は寺岡町地内の畑、面積919㎡です。

施設の概要は、太陽光発電設備用地です。施設面積、申請理由は記載のとおりで、契約内容は、所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考は記載のとおりでございます。

続きまして、議案書の115ページをご覧ください。16番の調査書となっております。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。116ページに位

置図と公図、117ページに土地利用計画図を載せてありますのでご覧ください。

議案書の18ページにお戻りください。

続きまして17番、申請地は寺岡町地内の畑、面積1,080㎡です。

施設の概要は、太陽光発電設備用地です。施設面積、申請理由は記載のとおりで、契約内容は、所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考は記載のとおりです。

議案書の118ページをご覧ください。17番の調査書となっております。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。119ページに位置図と公図、120ページに土地利用計画図を載せてありますのでご覧ください。

議案書の18ページをお開きください。

続きまして18番、申請地は寺岡町地内の畑、面積800㎡です。

施設の概要は、太陽光発電設備用地で、施設面積、申請理由は記載のとおりです。契約内容は、所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考は記載のとおりです。

議案書の121ページをご覧ください。18番の調査書となっております。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。122ページに位置図と公図、123ページに土地利用計画図を載せてありますのでご覧ください。

議案書の19ページにお戻りください。

続きまして、19番、申請地は寺岡町地内の畑、面積1,593㎡です。

施設の概要は、太陽光発電設備用地です。施設面積、申請理由は記載のとおりで、契約内容は、所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考は記載のとおりです。

続きまして、議案書の124ページをご覧ください。19番の調査書となっております。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。125ページに位置図と公図、126ページに土地利用計画図を載せてあります。

議案書の19ページにお戻りください。

続きまして20番、申請地は寺岡町地内の畑、面積1,176㎡です。

施設の概要は、太陽光発電設備用地です。施設面積、申請理由は記載のとおりで、契約内容は、所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考は記載のとおりでございます。

続きまして、議案書の127ページをご覧ください。20番の調査書となっております。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。128ページに位置図と公図、129ページに土地利用計画図を載せてございます。

議案書の19ページにお戻りください。

続きまして21番、申請地は寺岡町地内の畑、面積1,586㎡です。

施設の概要は、太陽光発電設備用地です。施設面積、申請理由は記載のとおりでございます。契約内容は、所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考は記載のとおりです。

続きまして、議案書の130ページをご覧ください。21番の調査書となっております。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。131ページに位置図と公図、132ページに土地利用計画図を載せてございます。

議案書の20ページをお開きください。

続きまして22番、申請地は松田町地内の田、面積1,719㎡です。

施設の概要は、太陽光発電設備用地です。施設面積、申請理由は記載のとおりでございます。契約内容は、所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考は記載のとおりです。

議案書の133ページをご覧ください。22番の調査書となっております。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。134ページに位置図と公図、135ページに土地利用計画図を載せてございます。

議案書の20ページにお戻りください。

続きまして23番、申請地は松田町地内の田、面積68㎡ほか1筆、計1,740㎡です。

施設の概要は、太陽光発電設備用地です。施設面積、申請理由は記載のとおりで、契約内容は、所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考は記載のとおりでございます。

続きまして、議案書の136ページをご覧ください。23番の調査書となっております。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。137ページに位置図と公図、138ページに土地利用計画図を載せてございます。

議案書の20ページにお戻りください。

続きまして24番、申請地は松田町地内の畑、面積583㎡ほか1筆、計1,392㎡です。

施設の概要は、太陽光発電設備用地です。施設面積、申請理由は記載のとおりでございます。契約内容は、所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考は記載のとおりでございます。

続きまして、議案書の139ページをご覧ください。24番の調査書となっております。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。140ページに位置図と公図、141ページに土地利用計画図を載せてございます。

議案書の20ページにお戻りください。

続きまして25番、申請地は松田町地内の畑、面積333㎡ほか2筆、計1,357㎡です。

施設の概要は、太陽光発電設備用地で、。施設面積、申請理由は記載のとおりでございます。契約内容は、所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考は記載のとおりです。

続きまして、議案書の142ページをご覧ください。25番の調査書となっております。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。143ページに位置図と公図、144ページに土地利用計画図を載せてございます。

議案書の21ページをお開きください。

続きまして26番、申請地は松田町地内の田、面積852㎡です。

施設の概要は、太陽光発電設備用地です。施設面積、申請理由は記載のとおりです。契約内容は、所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考は記載のとおりでございます。

議案書の145ページをご覧ください。26番の調査書となっております。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。146ページに位置図と公図、147ページに土地利用計画図を載せてございます。

議案書の21ページにお戻りください。

続きまして27番、申請地は松田町地内の田、面積1,147㎡です。

施設の概要は、太陽光発電設備用地で、施設面積、申請理由は記載のとおりでございます。契約内容は、所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考は記載のとおりです。

議案書の148ページをご覧ください。27番の調査書となっております。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。149ページに位置図と公図、150ページに土地利用計画図を載せてございます。

議案書の21ページにお戻りください。

続きまして28番、申請地は松田町地内の田、面積744㎡です。

施設の概要は、太陽光発電設備用地で、施設面積、申請理由は記載のとおりでございます。契約内容は、所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考は記載のとおりでございます。

議案書の151ページをご覧ください。28番の調査書となっております。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。152ページに位置図と公図、153ページに土地利用計画図を載せてございます。

議案書の21ページをお開きください。

続きまして29番、申請地は松田町地内の田、面積511㎡ほか1筆、計971㎡です。

施設の概要は、太陽光発電設備用地で、施設面積、申請理由は記載のとおりでございます。契約内容は、所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考は記載のとおりです。

議案書の154ページをご覧ください。29番の調査書となっております。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。155ページに位

置図と公図、156ページに土地利用計画図を載せてございます。

議案書の22ページをお開きください。

続きまして30番、申請地は板倉町地内の田、面積1,107㎡です。

施設の概要は、太陽光発電設備用地で、施設面積、申請理由は記載のとおりでございます。契約内容は、所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考は記載のとおりでございます。

議案書の157ページをご覧ください。30番の調査書となっております。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。158ページに位置図と公図、159ページに土地利用計画図を載せてございます。

議案書の22ページにお戻りください。

続きまして31番、申請地は栗谷町地内の畑、面積381㎡です。

施設の概要は、一般住宅用地で、施設面積、申請理由は記載のとおりでございます。契約内容は、使用貸借権の設定、農地区分は第2種農地とありますが、第1種農地の誤りですので、訂正をお願いいたします。

続きまして、議案書の160ページをご覧ください。31番の調査書となっております。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。161ページに位置図と公図を載せてございます。ありますのでご覧ください。

議案書の22ページにお戻りください。

続きまして32番、申請地は藤本町地内の田、面積495㎡です。

施設の概要は、農家住宅用地で、施設面積、申請理由は記載のとおりで、契約内容は、所有権移転の売買、農地区分は第2種農地とありますが、こちらも第1種農地の誤りですので訂正をお願いいたします。大変申し訳ございません。備考は記載のとおりでございます。

議案書の162ページをお開き下さい。32番の調査書となっております。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。163ページに位置図と公図が載せてありますのでご覧ください。

議案書の32ページにお戻りください。

続きまして33番、申請地は羽刈町地内の畑、面積429㎡ほか1筆、計825㎡です。

施設の概要は、太陽光発電設備用地で、施設面積、申請理由は記載のとおりでございます。契約内容は、所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考は記載のとおりです。

議案書の164ページをご覧ください。33番の調査書となっております。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。165ページに位置図と公図、166ページに土地利用計画図を載せてございます。

議案書の23ページをお開きください。

続きまして34番、申請地は羽刈町地内の畑、面積525㎡ほか3筆、計1,436㎡です。

施設の概要は、太陽光発電設備用地で、施設面積、申請理由は記載のとおりでございます。契約内容は、所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考は記載のとおりでございます。

議案書の167ページをご覧ください。34番の調査書となっております。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。168ページに位置図と公図、169ページに土地利用計画図を載せてございます。

議案書の23ページにお戻りください。

続きまして35番、申請地は羽刈町地内の畑、面積532㎡です。

施設の概要は、太陽光発電設備用地で、施設面積、申請理由は記載のとおりです。契約内容は、所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考は記載のとおりでございます。

議案書の170ページをご覧ください。35番の調査書となっております。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。171ページに位置図と公図、172ページに土地利用計画図を載せてありますのでご覧ください。

議案書の23ページにお戻りください。

続きまして36番、申請地は羽刈町地内の山林、現況畑、面積1,444㎡です。

施設の概要は、太陽光発電設備用地で、施設面積、申請理由は記載のとおりでございます。契約内容は、所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考は記載のとおりです。

議案書の173ページをお開きください。36番の調査書となっております。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。174ページに位置図と公図、175ページに土地利用計画図を載せてございます。

雑駁な説明で恐縮ですが、以上ご審議をお願いいたします。

議長

本件は先に1番を上程いたします。

本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

7番 河内委員。

7番

7番 河内です。実情調査の結果を報告いたします。

資料の55ページをご覧ください。

今回は、5条許可申請に伴い、申請地の調査と、別添資料の調査書に基づきまして、審査基準の確認を行いました。

調査年月日、調査班は、3条許可申請の案件と同様であります。

調査対象、契約内容、申請理由については、事務局から説明がありましたので省略いたします。

5条許可申請の実情につきましては、申請地の現地調査と、申請人および申請代理人の出席のもと、聞き取り調査を行いました。

本件は、申請人が太陽光発電設備用地として利用したいというものです。



転用面積については、発電出力125.40キロワットの発電設備を設置しようとして計画し、申請地に発電パネル枚数440枚が設置できる、2,657㎡の面積が必要とのことでした。

土地の選定理由としましては、今回の申請地以外にも、土地を数ヶ所検討したが本申請地が適していたとの事でした。太陽光発電パネルは盛土をせず整地のみで設置します。

転用に係る事業資金はすべて自己資金で賄い、雨水は敷地内自然浸透とし除草対策としては年2～3回程度の草刈りを行うとの事で周辺農地への影響はないものと思われまます。周囲は安全対策としてフェンスを設置しますが、農耕機の往来等の支障とならないように境界から0.5m程度自主的に後退する事も確認いたしました。

申請地は四方を水路に囲まれています、乗り入れを北西側に設けメンテナンス車両は敷地内に駐車する事も確認いたしました。

結論として、申請地は、松田町東部の第2種農地であり、申請人の実情から、転用の必要性和確実性が認められ、別紙調査書の許可基準を満たしていることから、調査班としては、許可相当と判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長 ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第3号 1番はそのように決定いたしました。

続いて、2番を上程いたします。

本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

10番 亀田委員。

10番 亀田です。実情調査の結果を報告いたします。

資料の61ページをご覧ください。

今回は、5条許可申請に伴い、申請地の調査と、別添資料の調査書に基づきまして、審査基準の確認を行いました。

調査年月日、調査班は、3条許可申請の案件と同様であります。

調査対象、契約内容、申請理由については、事務局から説明がありましたので省略いたします。

5条許可申請の実情につきましては、申請地の現地調査と、申請代理人の出席のもと、聞き取り調査を行いました。

本件は、申請人が太陽光発電設備用地として利用したいというものです。

転用面積については、発電出力99キロワットの発電設備を設置しようとして計画をし、申請地に発電パネル枚数360枚が設置できる、2,092㎡の面積が必要とのことでした。

土地の選定理由としましては、今回の申請地以外にも、土地を数ヶ所検討し

たが本申請地が適していたとの事でした。太陽光発電パネルは盛土をせず整地のみで設置します。

転用に係る事業資金は融資と自己資金で賄い、雨水は敷地内自然浸透とし除草対策としては、申請者本人が草刈りをするとの事でしたが、申請代理人を通じ専門の業者に委託し定期的に草刈りを行うように指導いたしましたので、周辺農地への影響はないものと思われま

す。申請地への乗り入れは北西側に設けメンテナンスの車両は敷地内に駐車する事も確認いたしました。

結論として、申請地は、松田町東部の第2種農地であり、申請人の実情から、転用の必要性和確実性が認められ、別紙調査書の許可基準を満たしていることから、調査班としては、許可相当と判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長 ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、2番はそのように決定いたしました。

続いて、3番を上程いたします。

本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

11番 仙田委員。

11番 仙田です。

実情調査の結果を報告いたします。資料の68ページをご覧ください。

今回は、5条許可申請に伴い、申請地の調査と、別添資料の調査書に基づきまして、審査基準の確認を行いました。

調査年月日、調査班は、3条許可申請の案件と同様であります。

調査対象、契約内容、申請理由については、事務局から説明がありましたので省略いたします。

5条許可申請の実情につきましては、申請地の現地調査と、申請人及び申請代理人の出席のもと、聞き取り調査を行いました。

本件は、申請人が経営する法人の安定的な経営と売電事業を会社の収益の柱とするため、農振農用地において一時転用期間の最長である10年間の営農型太陽光発電設備用地として利用したいというものです。

一時転用面積については、発電出力93.60キロワットの発電設備を設置しようとして計画し、申請地に発電パネル枚数360枚が設置できる架台が必要となりますが、太陽光パネルの下部で営農をする事から、支柱130本分の20.67㎡が一時転用面積となります。

また、営農型太陽光発電設備の下部では、群馬県の農地所有適格法人がみょうがを栽培予定で、将来的には自社にて耕作を考えているとの事でした。

設置する太陽光発電設備の支柱の高さも、最低の高さを2メートルとし、農

耕機の往来に支障のない高さにしたとのことでした。

土地の選定理由については、1,000㎡以上のまとまった広さの面積と日当たりや電柱が近くにあるなどの条件の数ヶ所の土地を検討した結果、本申請地が適していたとのことでした。転用に係る費用は全額融資で賄う事を確認いたしました。

申請地東側と南側は公道、西側と北側は法定外道路となり、乗入れは南側の市道板倉町81号線より出入口を設けます。

雨水対策としては、敷地内自然浸透とし周辺農地への影響はないものと思われま

す。結論として、申請地は、板倉町南西部の農振農用地であり、申請人の実情から、一時転用の必要性が認められ、別紙調書の許可基準を満たしていることから、調査班としては、許可相当と判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長

ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

赤坂委員。

14番

14番 赤坂です。

使用貸借期間が最長10年ということで載っていますが、売電契約は20年契約を結ぶとなっています。この場合、使用貸借の再契約というか再延長するというのが前提になるわけでしょうか。と同時に、撤去費用も盛り込まれているということの整合性を教えてください。

議長

事務局。

主幹

農地法上の一時転用期間というのは、3年間とされております。

先ほど星野委員のご質問にお答えしたとおり、耕作放棄地を解消する場合、あるいは担い手が営農する場合については、3年間を特例として10年間に延長してよろしいという通知が出たのにあわせて、10年間の許可となります。

10年後に、再度の一時転用許可申請の手続きをしていただくわけでございます。

撤去費用につきましては、その際に、仮に収量が8割を下回った場合には撤去ということになっておりますので、10年後に収量をしかるべき方に判断をしていただいて、8割以上の収量がある場合には、継続という判断になるということで聞いております。

その際の撤去費用についても資金証明の添付がありまして、確認しておりますことをご報告いたします。以上です。

議長

よろしいですか。

農振農用地ですから、最後には必ず農地に戻すということで、その費用をすべて持たせておくということですね。

その外ございますか。それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

- 議長 【「異議なし」の声あり】  
異議なしと認め、3番はそのように決定いたしました。  
続いて、4番から36番を上程いたします。  
本件について、意見を求めます。
- 議長 【意見なし】  
では私からよろしいですか。  
6、7、8、9番は申請人が同一人で、合計面積が5,846㎡という広い面積で全部隣接していますけれど、こういった場合は、県の会議に付議するのでしょうか。
- 主幹 本来、隣接していて同じ目的ということであれば、大規模転用にあたると思うのですが、こちらも個別に認定通知を取っておりまして、それぞれがそれぞれの発電所の転用ということになっておりますので、別の転用案件ということ扱いをさせていただいております。
- 議長 別々だということになると、大規模転用でないから地元の自治会や周辺の方々への説明は必要ないということですか。
- 主幹 1,000㎡を超える案件については、必ず地元説明を行っていただくようお願いをしております。それも、個別に1,000㎡を超えていればお願いしますという指導をさせていただいております。
- 議長 はい、わかりました。  
4番から36番について意見はございませんか。  
それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。
- 議長 【「異議なし」の声あり】  
異議なしと認め、4番から36番はそのように決定いたしました。  
続いて議案第4号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。  
事務局の説明を求めます。
- 主任 議案書の24ページをお開き下さい。  
議案第4号、農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。平成30年7月31日公告分であります。  
議案書の25ページをご覧ください。今回の議案の総括表であります。貸借権設定が22件で、面積32,888.78㎡です。  
続きまして所有権移転は4件で、面積12,304㎡です。  
はじめに貸借権設定についてですが、詳細が26ページから31ページに記載されておりますのでご覧ください。  
続きまして所有権移転です。32ページをお開きください。  
1番、売買を行う土地は、小曾根町地内の田、面積は1,761㎡です。売買価格は総額で61万6,350円です。  
2番、売買を行う土地は、小曾根町地内の田、面積は856㎡ほか2筆、計4,144㎡です。売買価格は総額で144万7600円です。

3番、売買を行う土地は、高松町地内の田、1,014㎡ほか2筆、計3,368㎡です。売買価格は総額で117万8,800円です。

4番、売買を行う土地は、高松町地内の田、面積905㎡ほか2筆、計3,031㎡です。売買価格は総額で116万7,150円です。

審議の後、承認をいただきましたら、いずれも7月31日付で公告の手続きを行います。

以上よろしくご審議をお願いいたします。

議長

本件は先に貸借権設定の1番から3番を上程いたします。

ここで、農業委員会等に関する法律、議事参与制限により8番 星野委員、14番 赤坂委員の退席を求めます。

【午後4時43分 退席】

議長

本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長

それでは、本件は計画のとおり決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長

異議なしと認め、議案第4号 貸借権設定の1番から3番はそのように決定いたしました。

ここで、関連事案の審議が終了しましたので、星野委員、赤坂委員の出席を求めます。

【午後4時44分 出席】

議長

続いて、貸借権設定の4番から22番を上程いたします。

本件について意見を求めます。

【意見なし】

議長

それでは、本件は計画のとおり決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長

異議なしと認め、貸借権設定の4番から22番はそのように決定いたしました。

続いて、所有権移転の1番及び2番を上程いたします。

ここで、農業委員会等に関する法律、議事参与制限により15番 本島委員の退席を求めます。

【午後4時45分 退席】

議長

本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長

それでは、本件は計画のとおり決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長

異議なしと認め、議案第4号 所有権移転の1番及び2番はそのように決定いたしました。

ここで、関連事案の審議が終了しましたので、本島委員の出席を求めます。

【午後4時46分 出席】

議長 続いて、所有権移転の3番及び4番を上程いたします。  
本件について意見を求めます。  
【意見なし】  
議長 それでは、本件は計画のとおり決定することにご異議ございませんか。  
【「異議なし」の声あり】  
議長 異議なしと認め、所有権移転の3番及び4番はそのように決定いたしました。  
以上で本日の議案審議全部を終了いたしました。  
なお、議案末尾に事前協議申請の処理経過及び農地法第18条第6項の規定による通知について載せておきましたので、ご承知おきください。  
また、前回の総会において、農業会議に諮問する旨の議決をされた、農地法第5条許可申請につきましては、6月28日に開催された常設審議委員会において許可相当との答申を得、会長専決にて許可書の交付をしたことをご報告いたします。  
慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。  
以上で、第14回足利市農業委員会を閉会いたします。  
【午後4時47分 閉会】

この会議のてん末は、書記 本田未央子の記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

平成30年8月27日

足利市農業委員会

7番委員

10番委員